

改正

昭和38年 8 月 15 日 条例第17号

昭和39年 3 月 21 日 条例第14号

昭和39年 3 月 31 日 条例第29号

昭和40年 4 月 1 日 条例第12号

昭和41年12月26日 条例第36号

昭和42年 6 月 1 日 条例第13号

昭和43年 3 月 30 日 条例第 5 号

昭和43年 8 月 31 日 条例第21号

昭和43年12月23日 条例第33号

昭和46年 3 月 31 日 条例第 8 号

昭和46年10月25日 条例第29号

昭和47年 2 月 14 日 条例第 3 号

昭和47年10月 2 日 条例第28号

昭和48年 8 月 31 日 条例第42号

昭和49年12月19日 条例第44号

昭和50年 6 月 30 日 条例第16号

昭和52年12月20日 条例第32号

昭和53年12月21日 条例第33号

昭和54年 3 月 15 日 条例第 3 号

昭和55年 4 月 1 日 条例第20号

昭和55年12月27日 条例第40号

昭和56年 4 月 1 日 条例第15号

昭和57年 3 月 17 日 条例第 3 号

昭和58年 3 月 14 日 条例第11号

昭和59年 3 月 23 日 条例第 3 号

昭和60年 3 月 18 日 条例第 3 号

昭和61年 3 月 27 日 条例第 5 号

昭和62年3月20日条例第13号
平成元年3月22日条例第5号
平成4年12月24日条例第36号
平成16年3月31日条例第23号
平成23年12月27日条例第48号
平成24年3月23日条例第4号
平成25年3月29日条例第44号
平成26年3月31日条例第22号
平成27年12月28日条例第47号
平成29年12月28日条例第39号
平成30年3月30日条例第23号
平成30年10月1日条例第34号
令和3年3月31日条例第18号
令和6年3月29日条例第19号

吹田市公民館条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条の目的を達成するため、公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 吹田市吹一地区公民館 吹田市内本町3丁目19番21号
- (2) 吹田市山二地区公民館 吹田市千里丘下23番19号
- (3) 吹田市吹三地区公民館 吹田市高城町19番7号
- (4) 吹田市岸一地区公民館 吹田市岸部中3丁目20番1号
- (5) 吹田市千一地区公民館 吹田市原町2丁目12番2号
- (6) 吹田市山一地区公民館 吹田市山田東2丁目33番1号
- (7) 吹田市山手地区公民館 吹田市山手町1丁目6番1号
- (8) 吹田市吹田南地区公民館 吹田市南吹田4丁目18番15号
- (9) 吹田市吹二地区公民館 吹田市泉町3丁目15番29号
- (10) 吹田市豊一地区公民館 吹田市垂水町3丁目15番35号
- (11) 吹田市千二地区公民館 吹田市千里山東2丁目19番23号

- (12) 吹田市吹田東地区公民館 吹田市吹東町 3 番 6 号
- (13) 吹田市山三地区公民館 吹田市山田西 1 丁目 26 番 2 号
- (14) 吹田市南千里地区公民館 吹田市津雲台 1 丁目 2 番 1 号
- (15) 吹田市千三地区公民館 吹田市千里山西 1 丁目 12 番 1 号
- (16) 吹田市岸二地区公民館 吹田市岸部北 4 丁目 15 番 20 号
- (17) 吹田市南山田地区公民館 吹田市山田市場 18 番 6 号
- (18) 吹田市北千里地区公民館 吹田市古江台 3 丁目 8 番 1 号
- (19) 吹田市豊二地区公民館 吹田市豊津町 47 番 1 号
- (20) 吹田市吹六地区公民館 吹田市南清和園町 40 番 1 号
- (21) 吹田市西山田地区公民館 吹田市山田西 2 丁目 5 番 1 号
- (22) 吹田市東山田地区公民館 吹田市新芦屋上 32 番 1 号
- (23) 吹田市片山地区公民館 吹田市朝日が丘町 15 番 1 号
- (24) 吹田市江坂大池地区公民館 吹田市江坂町 3 丁目 63 番 6 号
- (25) 吹田市東佐井寺地区公民館 吹田市五月が丘西 5 番 1 号
- (26) 吹田市北山田地区公民館 吹田市山田東 4 丁目 43 番 20 号
- (27) 吹田市佐井寺地区公民館 吹田市佐井寺南が丘 1 番 1 号
- (28) 吹田市千里新田地区公民館 吹田市千里山西 6 丁目 30 番 41 号
- (29) 吹田市山五地区公民館 吹田市山田南 45 番 13 号

2 吹田市吹一地区公民館に分館を設置し、その名称は、吹田市吹一地区公民館さんくす分館とし、その位置は、吹田市朝日町 3 番 505 号とする。

(管理)

第 3 条 公民館は、吹田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(使用の許可)

第 4 条 公民館の施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第 5 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

- (1) 営利を目的とする事業を実施すると認められるとき。
- (2) 管理上やむを得ない事情があるとき。
- (3) その他教育委員会が不相当と認めるとき。

(許可の取消し等)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくはその使用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらに基づく教育委員会の指示に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、教育委員会が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第7条 公民館の施設の使用料は、無料とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用目的が第1条に規定する設置目的に適合しないときは、使用の許可を受けたときに別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、後納することができる。
- 3 使用料は、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(特別の設備の設置等)

第8条 使用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(免責)

第9条 この条例に基づく処分によつて使用者に生じた損害については、教育委員会は一切その責めに任じない。

(公民館運営審議会)

第10条 本市に、教育委員会の附属機関として、吹田市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、公民館における事業の企画及び実施に関する事項を調査審議し、答申するものとする。
- 3 審議会は、委員16人以内で組織する。
- 4 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経

験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(指定管理者による管理)

第11条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に北千里地区公民館の管理に係る次に掲げる業務を行わせることができる。

- (1) 社会教育法第22条に規定する事業の実施に関する業務
 - (2) 北千里図書館及び北千里児童センターと連携して行う世代間の交流の促進を図るための事業の実施に関する業務
 - (3) 使用の許可に関する業務
 - (4) 使用料の徴収に関する業務
 - (5) 施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、北千里地区公民館の管理に関し教育委員会が必要と認める業務
- 2 教育委員会は、前項の規定により指定管理者に北千里地区公民館の管理を行わせる場合においては、教育委員会規則で定めるところにより、あらかじめ申請した団体のうち、北千里地区公民館の設置目的を最も効果的に達成することができると思われる団体を指定管理者として指定する。
 - 3 教育委員会は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
 - 4 教育委員会は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
 - 5 第1項の規定により指定管理者に北千里地区公民館の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条から第6条まで、第7条第2項、第8条及び第9条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者候補者選定委員会)

第12条 前条第1項の規定により指定管理者に北千里地区公民館の管理を行わせる場合においては、本市に、教育委員会の附属機関として、指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を置く。

- 2 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じ、前条第2項の規定により指定しようとする団体の選定及び指定管理者の評価について審議し、答申するものとする。
- 3 選定委員会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験者その他教育委員会規則で定める者のうちから、必要の都度教育委員会が委嘱し、又は任命する。
- 5 委員の任期は、当該諮問に対する答申の時までとする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（委任）

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年8月15日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第2条第3号の規定は、昭和38年9月1日から施行する。

附 則（昭和39年3月21日条例第14号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年3月31日条例第29号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。ただし、第2条第4号の規定は、昭和39年5月1日から施行する。

附 則（昭和40年4月1日条例第12号）

この条例は、昭和40年5月1日から施行する。

附 則（昭和41年12月26日条例第36号）

この条例は、昭和42年2月26日から施行する。

附 則（昭和42年6月1日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年 3 月30日条例第 5 号）

この条例は、昭和43年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和43年 8 月31日条例第21号）

この条例は、昭和43年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和43年12月23日条例第33号）

この条例は、昭和44年 2 月 1 日から施行する。

附 則（昭和46年 3 月31日条例第 8 号）

この条例は、昭和46年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和46年10月25日条例第29号）

この条例は、昭和46年11月 1 日から施行する。

附 則（昭和47年 2 月14日条例第 3 号）

この条例は、昭和47年 2 月15日から施行する。

附 則（昭和47年10月 2 日条例第28号）

この条例は、昭和47年11月 1 日から施行する。

附 則（昭和48年 8 月31日条例第42号）

この条例は、昭和48年 9 月 1 日から施行する。

附 則（昭和49年12月19日条例第44号）

この条例は、昭和49年12月25日から施行する。

附 則（昭和50年 6 月30日条例第16号）

この条例は、昭和50年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和52年12月20日条例第32号）

この条例は、昭和53年 2 月 1 日から施行する。

附 則（昭和53年12月21日条例第33号）

この条例は、昭和54年 2 月 1 日から施行する。

附 則（昭和54年 3 月15日条例第 3 号）

この条例は、昭和54年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和55年 4 月 1 日条例第20号）

この条例は、昭和55年 5 月 1 日から施行する。

附 則（昭和55年12月27日条例第40号）

この条例は、昭和56年3月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日条例第15号）

この条例は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月17日条例第3号）

この条例は、昭和57年5月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月14日条例第11号）

この条例は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月23日条例第3号）

この条例は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則（昭和60年3月18日条例第3号）

この条例は、昭和60年5月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月27日条例第5号）

この条例は、昭和61年5月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月20日条例第13号）

この条例は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則（平成元年3月22日条例第5号）

この条例は、平成元年5月1日から施行する。

附 則（平成4年12月24日条例第36号）

この条例は、平成5年3月10日から施行する。

附 則（平成16年3月31日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第7条の改正規定は、同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成16年5月31日において、この条例による改正前の吹田市公民館条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定により公民館運営審議会の委員に委嘱されていた者の任期は、旧条例第7条第1項本文の規定にかかわらず、その日に満了するものとする。

附 則（平成23年12月27日条例第48号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第15号の改正規定は、同

年9月3日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、この条例による改正前の吹田市公民館条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定により吹田市公民館運営審議会の委員に委嘱されていた者は、施行日において、この条例による改正後の吹田市公民館条例（以下「新条例」という。）第10条第4項の規定により吹田市公民館運営審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、同条第5項本文の規定にかかわらず、旧条例第6条の規定により委嘱されていた任期の末日までとする。
- 3 新条例別表の規定は、施行日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月23日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第44号）

この条例は、平成25年10月2日から施行する。ただし、第2条第1項第14号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日条例第22号）

この条例は、平成26年11月16日から施行する。ただし、第2条第1項第9号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日条例第47号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の吹田市公民館条例別表の規定は、平成28年4月1日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月28日条例第39号）

改正

平成30年3月30日条例第23号

この条例は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年10月1日条例第34号）

この条例は、平成30年12月15日から施行する。ただし、第2条第1項第8号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日条例第18号）

この条例は、令和4年11月22日から施行する。ただし、第11条を第13条とし、第10条の次に2条を加える改正規定（第11条第1項及び第5項に係る部分を除く。）は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第19号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

公民館使用料

施設の名称	金額		
	午前10時から正午まで	午後0時30分から午後5時まで	午後5時30分から午後10時まで
教室	300円	600円	600円
調理室	200円	450円	450円
和室	100円	200円	200円